

現在登録していて登録更新される方も、現在登録していなくて新規登録される方も、申請に必要な書類は同じです。

稲城市体育施設団体登録の手引

1-1. 団体登録条件

登録を受けようとする団体は、次に掲げる条件を満たしているものに限る。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動や、その他社会教育活動をすることを目的とした団体であること。ただし、稲城中央公園総合体育館ミーティングルーム又は稲城長峰ヴェルディフィールド多目的室の利用の場合はこの限りでない。
- (2) 10人以上であり、かつ市内に在住、在勤又は在学する者が過半数を占め、登録種目の活動を行う「構成員」で構成されている（活動しない家族、送迎者、応援者等は含めない）団体であること。
- (3) 「代表者」は、満20歳以上の者で市内に在住、在勤又は在学していること。
- (4) 「代表者」及び体育施設からの連絡を受ける「連絡者」は「構成員」に含めること。
- (5) 「指導者」を「構成員」とは別に委託する場合は、委託指導者名簿を提出すること。
※委託できる「指導者」数は「構成員」10人に対し3人までとし、「構成員」人数が5人増加毎に委託できる「指導者」1人を追加できる。
- (6) 団体は活動するにあたっての概ね一年間の概算収支を登録申請書補助票に記載すること。
- (7) 施設の使用にあたっては、常に成人（満20歳以上の者）の「構成員」又は委託した「指導者」が責任を持って管理、指導すること。
- (8) 一人の者が、同一種目で複数の団体にわたって「構成員」として登録されていないこと。
※サッカーとフットサル、テニスとソフトテニス等類似種目は同一種目とします。
※総合スポーツと記載された場合はすべての競技、多種目記載の場合は記載された種目で重複して登録することはできません。
- (9) 南多摩スポーツ広場テニスコートの団体は、年に数回実施するニガリ撒き等の施設整備に参加できること。
- (10) 法人としての活動を目的とした団体登録はできない。
※ただし、稲城市が特に認めた法人に関しては一定の条件のもと団体登録できる場合がある。

1-2. 団体登録(子ども)

- (1) 稲城中央公園野球場、若葉台公園多目的広場、稲城長峰ヴェルディフィールドの施設を子ども使用料で利用する場合は子ども団体として登録すること。
- (2) 子ども団体は「代表者」及び「連絡者」以外の「構成員」すべてが小学生以下の子どもとし、かつ子どもの過半数が市内に在住、在学する者で構成されている団体であること。
- (3) 子ども団体に限り「代表者」及び「連絡者」については、活動を行わない者でも認める。
- (4) 「代表者」及び「連絡者」以外に「指導者」を構成員に含める場合は大人団体となります。

2. その他

- (1) 施設使用の際、成人の構成員又は登録された委託指導者以外の受付は行わない。
- (2) 施設使用料は登録した「構成員」を基準とする。一般（中学生以上の大人）の登録団体が子ども中心で施設を使用する場合においても使用料は通常の施設使用料とする。
- (3) 子ども団体登録であっても、「委託指導者」以外に中学生以上の大人が含まれて施設を使用する場合は通常の使用料とする。
- (4) 施設側は施設利用の譲渡・転貸等がないかの確認の為、受付時に成人の「構成員」又は「委託指導者」の氏名等を確認する場合がある。
- (5) 補助票記載のスポーツ安全保険加入有無について、必須ではないが加入を推奨する。
- (6) 委託指導者名簿記載の指導資格及び救急法の有無に関して、必須ではないが救急法については代表者や構成員も含め、安全管理として取得者が最低でも1人いることが望ましい。

3. 有効期間

登録証発行日から2年間有効(登録証に記載)

登録証発行日は不備なく申請受理された日から14日以降となります。

登録証の更新申請は有効期限の3か月前から受付致します。(更新は有効期限の2年延長となります)

4. 申請時に提出する物

- (1) 稲城市公共施設利用者団体登録申請書
- (2) 稲城市公共施設利用者団体登録申請書補助票
- (3) 団体構成員名簿と市内在住、在勤又は在学の方全員分の身分証明書等(詳細参照)

※15歳未満(小、中学生)については、身分証明書又は保護者の同意書(詳細参照)が必要です。

- (4) 委託指導者名簿(委託する指導者がいる場合)と委託指導者全員の身分証明書等(詳細参照)
- (5) 団体規約(規約のある団体のみ)

■身分証明書等の詳細

①市内在住 ⇒ 国又は地方公共団体の機関が発行した住所・氏名・生年月日が記載されている身分証明書、その他これに類する物の写し(必ず**住所・氏名・生年月日の3点がわかるように写しを取る**こと)

使用できる物の例: 運転免許証、個人番号カード、パスポート(現住所記載がある物)、健康保険被保険者証、住民票の写し(発行日から申請日まで1か月以内の物に限る。住民票の写しについてのみのコピー不可)

使用できない物の例: 通知カード(マイナンバー)、電気やガス・上下水道・電話料金等の請求書・契約書、住民票の写しのコピー、パスポート(現住所記載がない物)、郵便物や宅配物の伝票控え

②市内在勤 ⇒ ①の身分証明書及び勤務先の法人が発行した就労・在勤証明書

※就労・在勤証明書は発行日が記載され、申請日まで1か月以内の物、かつ原本に限る

※社印が捺印されている事、また市内の勤務地住所が記載されているもの

③市内在学 ⇒ 在学している学校が発行した学生証の写し(住所・氏名・生年月日・在学期間がわかるように写しを取る)又は在学証明書(住所・氏名・生年月日が記載されており、発行日から申請日まで1か月以内の物かつ原本に限る)

④同意書 ⇒ 所定の用紙に団体名・氏名・生年月日・年齢・住所・連絡先・保護者氏名・記入日が保護者により直筆で記入されているもの(記入日は申請日の3か月前までの物を有効とします)

※ご提出頂いた個人情報に関する法令、規範に則り適正に管理致します。

※身分証明書の返却をご希望の方は、構成員名簿及び委託指導者名簿にある「身分証明書返却希望チェック欄」ご希望該当部分にチェックをして下さい。「無」又は未記入の場合は稲城長峰ヴェルディフィールドにて破棄致します。

5. 登録申請と登録証受取ができる場所及び時間

①市役所6階スポーツ推進課(閉庁日を除く 8:30~17:00) ②総合体育館(休館日を除く 9:00~21:00)

③ふれんど平尾(休館日を除く 9:00~21:00) ④稲城長峰ヴェルディフィールド(休場日を除く 9:00~21:00)

○登録の申請及び登録証の受取は団体代表者、連絡者を含む団体構成員、構成員の同居家族となります。いずれも高校生相当以上の方のみ可能です。受取時には身分証明書のご提示が必要となります。

○身分証明書等を申請時に返却希望される場合は、稲城長峰ヴェルディフィールドのみでの受付となります。

(確認にはお時間を頂きます。また、構成員人数が多い場合には、お預かりになる場合がございます)

○稲城長峰ヴェルディフィールド以外では記載内容に関しての確認は行いません。なお、記載内容に不備があった場合は、稲城長峰ヴェルディフィールド(Tel042-401-3960)から連絡者又は代表者にご連絡致します。

○申請書及び添付書類を審査するため、登録証発行には申請を受理された日から14日掛かります。

(※但し、記載内容に不備があった場合は、不備が訂正完了された日から14日以降となります。また、間に年末年始及び大型連休を挟む場合は14日以上掛かる場合がございます)

○登録証発行日から1か月经過してもお受取のない登録証は失効となります。(施設からのご連絡は致しません)